

## 電気新聞及びホームページ 公告文

### 民間自主規格の一部改定の審議について

日 電 規 委 2 2 第 1 6 号  
平 成 2 2 年 8 月 1 0 日  
日 本 電 気 技 術 規 格 委 員 会 幹 事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり民間自主規格の一部改定について、平成 22 年 9 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますので、お知らせいたします。ご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

#### 1. 件名

##### (1) 民間自主規格「系統連系規程」(JESC E0019)の一部改定

【小出力逆変換装置における自動電圧調整装置の省略要件見直し】について

##### (2) 民間自主規格「系統連系規程」(JESC E0019)の一部改定

【固体酸化物形燃料電池に関する規定の追加】について

#### 2. 案件の趣旨, 目的, 内容等について

##### (1) 民間自主規格「系統連系規程」(JESC E0019)の一部改定について

###### a. 改定案を要請した委員会

(社)日本電気協会 系統連系専門部会

###### b. 改定案の趣旨, 目的, 内容等

自動電圧調整装置については、電気方式別に省略の目安となる容量が記載されているが、この容量は変圧器 1 台に対し発電設備 1 台が連系した場合の電圧上昇限度を 1 V として求められたものであり、複数台の発電設備が連系した場合の当該装置の扱いが不明確であった。

同一系統内で、自動電圧調整装置を設置している発電設備設置者と設置していない発電設備設置者が混在すると、発電出力に不公平を生じるとともに、発電設備からの逆潮流により電圧逸脱の恐れが生じるため、連系協議が煩雑化することが懸念される。今後の分散型電源の更なる普及を睨んだ場合、複数台連系時において自動電圧調整装置は最低限備えておくべき機能であることを明確化すべき時宜にある。

以上のことから、複数台の発電設備が連系した場合の自動電圧調整装置の扱いについて明確化を図ることを目的とするものである。

##### (2) 民間自主規格「系統連系規程」(JESC E0019)の一部改定について

###### a. 改定案を要請した委員会

(社)日本電気協会 系統連系専門部会

#### b. 改定案の趣旨，目的，内容等

平成 19 年 9 月の「電気事業法施行規則」の改正に伴い，10kW 未満の「固体酸化物型燃料電池」が小出力発電設備として位置付けられた。しかし，系統連系規程の小出力発電設備の燃料電池発電設備の項目には「固体高分子形」しか明記されていないことから，利用者の混乱を招くおそれがある。

「電気事業法施行規則」で規定されている内容と系統連系規程の内容は，整合していることが望ましい。このため，「電気事業法施行規則」に規定されているものの，系統連系規程には記載されていない「固体酸化物形燃料電池」が小出力発電設備である旨を，系統連系規程に追加することで明確化を図ることを目的とするものである。

#### 3. 民間自主規格の改定予定

平成 22 年 9 月以降

#### 4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で，関連資料の閲覧が可能です。また，郵送による資料の送付も行っておりますので，その際はお問い合わせください。ただし，複写代及び郵送料については実費をご負担願います。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局 ((社) 日本電気協会 技術部内)

電 話：03-3216-0553 (内線 269) / F A X：03-3214-6005 / E-mail：staff@jesc.gr.jp

所在地：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルディング北館 4F

#### 5. 意見提出期間

受付開始日 平成 22 年 8 月 10 日 (火)

受付終了日 平成 22 年 9 月 9 日 (木)

#### 6. 注意事項

ご意見は，氏名・連絡先(住所，電話番号，FAX 又は電子メールアドレス)を明記し，書面若しくは電子メールにてご提出くださるようお願いいたします。

また，いただきましたご意見等につきましては，連絡先を除き，ご意見の要約又はすべてが公開される可能性があることをご了承ください。

備考： 日本電気技術規格委員会は，電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議，承認する公正・中立な民間規格評価機関として平成 9 年に設立された委員会で，上記案件は，委員会の規約に基づいて公表するものです。